

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項に規定する奈良県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

令和六年二月十六日

奈良県知事 山下 真

一 試験の期日及び時間

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

令和六年七月七日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(二) 設計製図の試験

令和六年九月十五日（日）

午前十一時から午後四時まで

なお、設計製図の試験の課題は、令和六年六月十二日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaenic.or.jp/>）において公表します。

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

令和六年七月二十八日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(二) 設計製図の試験

令和六年十月十三日（日）

午前十一時から午後四時まで

なお、設計製図の試験の課題は、令和六年六月十二日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて公表します。

二 試験場

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 天理大学（天理市杣之内町一〇五〇）

(二) 設計製図の試験 右同

## 2 木造建築士試験

- (一) 学科の試験 天理大学(天理市杣之内町一〇五〇)
- (二) 設計製図の試験 右同

## 三 受験申込手続

### 1 受験申込受付期間

令和六年四月一日(月) 午前十時から同月十五日(月) 午後四時まで

### 2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し申し込んでください。併せて、受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。

なお、インターネットによる受験申込を行うことができない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である場合等)は、令和六年四月八日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(〇五〇―三〇三三―三八二二)にその旨を申し出てください。

また、受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。)については、原則として令和六年六月二十一日(金)頃から、受験有資格者のマイページ(インターネットによる受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のウェブサイト(公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ)にリンクが設けられます。))において交付します。

ただし、インターネットによる受験申込を行うことができなかった者の受験票については、原則として、令和六年六月二十一日(金)頃、受験有資格者に発送します。

### 3 受験手数料

一八、五〇〇円(他に、払込手数料が必要です。)

また、一旦納付された受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センターの責により試験を受けることができなかった場合等を除き、返還されません。

## 四 合格者の発表及び可否の通知

合格者の発表は、令和六年十二月五日(木)の予定です。

なお、学科の試験の合格者の発表については、令和六年八月二十六日(月)の予定です。

学科の試験及び設計製図の試験の受験者（欠席した者を除きます。）については可否の判定結果を通知し、不合格者には試験の成績を併せて通知します。また、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。

#### 五 学科試験の免除

令和二年以降の二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験を含みます。）に合格した者のうち、合格年から令和五年までの設計製図の試験の受験回数が二回以内の者は、その者の申請により、それぞれの学科の試験を免除します。

#### 六 その他

二級建築士試験及び木造建築士試験について不明な点は、次に掲げるところへ照会してください。

公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部（〇六一六九四二―二二二四）

一般社団法人奈良県建築士会（〇七四二―三〇―三一一）

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課（〇七四二―二七―

七五六四）